

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

平成 14 年度 第 9 回総合規制改革会議 議事録(非公式版)

1. 日時:平成 14 年 10 月 22 日(火)9:00～11:30
2. 場所:永田町合同庁舎総合規制改革会議大会議室
3. 出席者:
(委員)宮内義彦議長、奥谷禮子、神田秀樹、河野栄子、佐々木かをり、鈴木良男、清家篤、高原慶一朗、古河潤之助、八代尚宏の各委員
(政府)石原規制改革担当大臣、米田内閣府副大臣、大村大臣政務官
(事務局)坂政策統括官、岡本審議官、福井審議官、竹内審議官、宮川事務室長、中山事務室次長
(関係団体等)下記議事次第参照

4. 議事次第

(1) 関係団体等ヒアリング

○日本労働組合総連合会(9:00～9:30)

総合政策局長	なりかわ ひであき 成川 秀明
総合労働局長	たつじ ようじ 龍井 葉二

○EU(9:30～10:15)

駐日欧州委員会代表部大使	ベルンハルド・ツェプター
公使	ミヒヤエル・ライテラー
参事官・通商部長	ミヒヤエル・ブルヒ
参事官・広報部長	エティエンヌ・ロイター
一等書記官	エリス・マッシューズ

○全国知事会(10:15～10:45)

兵庫県知事	いど としぞう 井戸 敏三
全国知事会調査第一部長	いしがみ たかし 石上 卓
全国知事会調査第二部長	おぼた としたか 尾畑 敏隆

○米国(10:45～11:30)

在日米国大使館経済担当公使	マイケル・W・マハラック
経済担当参事官	ジェームス・P・ズムワルト
経済担当書記官	ウィリアム・E・ダフ

(2) その他

5 議事

○宮内議長 おはようございます。定刻でございますので、ただいまから第9回総合規制改革会議を始めさせていただきます。

本日は石原大臣に御出席いただいております。また、新たに規制改革担当の副大臣に御就任されました米田副大臣と、同じく御担当の大臣政務官に御就任されました大村大臣政務官のお二人に御出席いただいております。

なお、石原大臣は本会議がございますので途中で中座されますが、後ほど一言御挨拶をちょうだいしたいと思います。

それから、去る10月15日付をもちまして飯田委員におかれましては委員を辞任されました。したがって1名欠員ということでございまして、新たに委員といたしまして1名お願い申し上げまして、今日御出席いただいております古河電気工業株式会社の社長、古河潤之助さんが任命されました。後ほど御挨拶いただきますが、まず御報告させていただきたいと思っております。

本日は10名の委員が御出席でございますが、まだ遅参されておられる方がございます。

本日の議事内容といたしましては、前回に引き続きまして関係団体からのヒアリングを予定しております。これにつきましては公開という形で行うことといたします。11時半までということで終わらせていただきたい予定でございます。

それでは、ヒアリングに先立ちまして、新たに御就任されました米田副大臣、大村大臣政務官に一言御挨拶をちょうだいしたいと思います。

それでは米田副大臣、よろしくお願い申し上げます。

○米田副大臣 皆様、おはようございます。このたび規制改革担当の副大臣を拝命いたしました米田でございます。委員の皆様方におかれましては常日ごろ規制改革推進のため大変な御尽力をいただき、敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

規制改革なくして経済社会の構造改革はございません。どうかこれからも御指導いただき、また一層の御尽力を賜りまして、我が国の改革のためによりしくお願い申し上げます。私も石原大臣をお支えし、また大村政務官とともどもに一生懸命汗を流させていただき決意であります。これからもどうかよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは大村政務官、お願いいたします。

○大村政務官 皆さん、おはようございます。御紹介いただきました、このたび規制改革を担当させていただくことになりました大臣政務官の大村秀章でございます。まさに今、米田副大臣が言われましたように小泉内閣が掲げる構造改革のある意味で一丁目一番地、とにかく日本の経済と社会を活性化していくためには規制改革をしっかりと進めていかなければならないと思っております。

委員の先生方におかれましては、どうか引き続き御指導いただきますようお願い申し上げます。また、石原大臣、米田副大臣をお支えしてしっかりと頑張っている所存でございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○宮内議長 ありがとうございます。何分、よろしくお願い申し上げます。

それから、新しく委員に任命されました古河委員から一言御挨拶をちょうだいしたいと思います。

○古河委員 ただいま御紹介いただきました古河でございます。

御承知のように製造業というのはもともとグローバルな社会で競争しておりまして、非常に厳しい競争の中にあります。規制というのが余りないところで活躍しておりまして、皆様方の御指導と御協力なくして委員として活躍できないと考えておりますので、是非とも皆様方の御指導を仰ぎたいと思っております。

今、日本の製造業は御承知のように競争力がなくなっております。お隣に12億の民がいて、7%の成長をして、20分の1の給料で世界の工場になるという国が出てまいりまして、製造業は今どんどんそちらに移っております。我が社も製造業を中国に10カ所以上移転しております。その分、どんどん人が余っている状況でございまして、やはり日本経済活性化のためには第三次産業、サービス業に頑張らせていただきたいと思っております。規制を緩和して、その辺で頑張らせていただかないといけないと思っておりますので、お役に立てるところがあれば少しでもお役に立ちたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○宮内議長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

なお、私から一言申し上げたいと思っております。飯田委員が辞任されまして、と同時に議長代理ということで飯田委員をお願いしていたわけでございます。そういうことで議長代理が欠員になっております。したがって、委員の皆様の中から議長代理をお願いしたいと思っておりますが、先般来のお話等もございまして、石原大臣とも御相談させていただき、委員の中で鈴木良男委員に議長代理をお引き受けいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。もしございましたら是非一言おっしゃっていただきたいと思っております。

○鈴木議長代理 誰かの言葉ではありませんけれども、私はもともとプレーヤーでありまして、現場主任でございます。それでやってまいりましたが、御指名でございますので、議長代理をさせていただきます。私は規制改革委員会でも委員長代理をやりましたけれども、その仕事は何もやったことはありません。宮内さんは大変御健康であらせられて、代理をする必要はないということでございますので、気軽に引き受けさせていただきます、プレーヤーに専念したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○宮内議長 恐れ入ります。よろしくお願い申し上げます。

それでは、こういう形で当会議も委員のメンバーが更に改まりまして、今後とも皆様方に御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、石原大臣から一言御挨拶をちょうだいしたいと思います。

○石原大臣 御存知のように9月30日に内閣改造がございまして、引き続き規制改革を担当するという形で仕事をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、今日は米田副大臣、また大村大臣政務官、そして新委員として古河委員、また新代理として鈴木委員と新体制がスタートしたわけでございますので、これからも皆様方におかれましては宮内議長を先頭に、今の古河委員のお話の中にごございましたように日本の基幹産業、製造業が大きな嵐の中にいるわけで、そこで大きな雇用の問題が発生してきております。今日は連合の皆様方からのヒアリングということでございますので、そういうこともあわせまして日本国内1億2,000万人の民が暮らしていけるような利便性の高い社会をつくっていくために、これからも皆様方の御協力を心からお願い申し上げたいと思います。

今日は参議院の代表質問がありますので、私はこれで中座させていただきますけれども、12月に中間答申をまとめまして精力的な御議論をいただきまして、実のある成果をお出しいただきますようお願い申し上げます。御挨拶にかえさせていただきますと思います。

今日はどうもありがとうございます。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、大臣はここで退席されます。どうもありがとうございました。

(石原大臣退席)

(日本労働組合総連合会関係者入室)

○宮内議長 それでは連合の皆さん、お待たせいたしました。申し訳ございませんでした。ただいまから議事に入らせていただきます。

本日は規制改革に関する意見・要望ということで、各団体のヒアリングを行ってまいりたいと思います。本日の予定は日本労働組合総連合会(連合)、EUの駐日代表部、全国知事会及び在日米国大使館、この4つの団体からお話をお伺いするというでございます。

それでは、まず最初に日本労働組合総連合会(連合)からヒアリングをさせていただきますと思います。

本日、連合からは成川秀明総合政策局長、龍井葉二総合労働局長のお二人に御出席いただいております。御多忙のところおいでいただきまして、ありがとうございます。連合の皆様方とは約30分程度時間を取らせていただいております。誠に申し訳ございませんが、連合のお考えにつきまして御説明を15分程度でお願いいたしまして、残り15分ぐらいをもちまして意見交換等をさせていただくということでお願い申し上げます。

それでは、よろしく御願ひ申し上げます。

○成川総合政策局長 連合の総合政策局、成川でございます。総合規制改革会議のこういう場で連合の意見を言わせていただく機会を設けていただきましたことに、まずお礼を申し上げます。

早速ですが、私どもの意見を申し述べさせていただきますと思います。お手元に資料1ということで連合の意見が既に配付されているかと思いますが、それに沿いまして意見を述べたいと思います。

今、石原大臣からも御紹介がありましたように現在の状況、私ども働く者にとって大変厳しいというか、特に先行き不安がいっぱい受け止めております。我々としては是非、日本国民の8割以上を占める勤労者が安心と安全で安定した生活を一日も早く見通せるような社会改革をする必要があるということを常日ごろ感じているところでございます。そういう観点に立って、こちらの改革会議が7月に出しました中間とりまとめを読ませていただいて連合の中の各種委員会で検討いたしまして、まとめた考え方を簡潔に御紹介したいと思います。

まず「はじめに」ということで、中間とりまとめにも述べられておりますが、経済活性化が必要であるということは我々もそのとおりだと思っております。しかし、今御紹介しましたように我々の先行き不安、現状では雇用がかつてないような大変高い未曾有の失業率、失業者数で雇用不安に直面しているということでありまして、経済活性化あるいは規制改革を進める上では国民の安心・安定を確保しながら活性化を進めることが必要であるというのが我々の第1番目の考え方でございます。

そういう趣旨から考えますと、今回の中間とりまとめは規制改革でもって効率化を進めるという考え方が前面に出ているわけでございますが、その効率化を進めるに当たっては、やはり国民が求めているような安全の問題、あるいは労働基準の問題、あるいはサービス維持の問題をしっかりと確保しながら規制改革を進めていただくことが大事ではないか。規制改革を進める中で逆に不安を呼ぶということは、かえって大きな問題を生むと御指摘させていただきますと思います。

そして、そういう趣旨も踏まえたと思われませんが、中間とりまとめの中では事後チェックルールの整備が

取り上げられておりました、我々はこの点についてはそのとおりであると受け止めております。情報公開、第三者評価あるいは苦情・紛争処理等、これが社会的にしっかり整えられる必要があると思っております。

しかし、同時にこれらの事後チェックルールは社会的・公的にもしっかり確立されなければ安心・安全・安定につながらないと考えておりました、単なる自主規範としての事後チェックルールでなしに、やはりしっかりした公的・社会的な基準、ルールを確立するという視点の具体策を伴った規制改革を是非やる必要があると御指摘させていただきたいと思っております。

そして、各章の具体的課題につきまして特に我々労働組合、我々の働く立場あるいは生活者の立場で感じたところについて何点か御指摘させていただきたいと思っております。

まず、第1章は「新しい事業の創出」ということでそれぞれ御提案されているところでございますが、特にそのうちの人材育成及び供給等に関する規制改革について我々の考えを是非お聞きいただきたいと思います。

中間とりまとめにも示されているように、事業を支えているのは「人」である。我々もまさにそのとおりであると思っております。しかし、「人」は社会で持続的に人材育成がされ、それぞれの能力が高められていく必要があると思っております。それを単純に現在の「雇用・労働制度のパラダイム転換」というだけでは有能な人材の育成・再生産は難しいと思っております、その意味でもしっかりした労働基準がある。この労働基準は有能な人材を再生産していくという最低限のルールであると思っております。この労働基準は有能な人材を再生産していくという最低限のルールであると思っております。こういう視点に立って個々の施策を是非検討させていただきたいと思っております。

具体的には労働者派遣制度等について更なる期間の制限の撤廃を含めた見直しや対象業務の拡大等が御指摘されているところでございますが、我々も既にいろいろな調査を行っております。あるいは担当省庁も行ってきておりますが、依然として中途解雇、あるいは契約期間の更新において同じ人を再契約する。これらは違反でございますが、事前に面接してはならないとなっているにもかかわらず事前面接が行われているということで、残念ながら今の労働派遣制度においては社会的なルールが必ずしも十分に行き渡っていない現状がございます。

このルールは先ほど申しましたように「人」を育てる上でのルールでございます、我々としてはこれをしっかり守る必要があると考えております。そういう趣旨で、むしろ厳正な法運用や監督体制の強化が必要である。これらについては行政監督庁の提言等も既に出されているところでございますが、まずこれらをしっかり行うべきであると考えておりました、これらの条件の整備なしに見直しを図るという点は我々として賛成できないと思っております。また、有期労働契約、契約期間の特例、適用範囲拡大等について検討を進めるべしということでございますが、有期雇用労働者に対しては我々として、その考え方からして今の原則1年、特別の専門職などを3年という規制はそれぞれの労働者の労働条件をしっかりと確保するという趣旨において維持されなければならないと考えているところでございます。

次に、紹介予定派遣制度についても見直しが出されておりますが、これらについては未だ2年目ということで、実態をしっかりと把握するということをもまず行うべしと思っております。

求職者からの紹介手数料徴収につきましてはILOの条約の中で「求職者からの手数料は原則禁止」となっておりまして、現行の制度をこれ以上緩和することには我々は反対でございます。

次に、学校以外の無料職業紹介事業を許可制から届出制に変更するという検討も出されておりますが、これらの点につきましても既にいろいろな形で無料職業紹介参加がされております。その中で、今の制度では許可制度の中で無料紹介を行っても問題ないというチェックがされていると我々は思っております、今の制度を維持する必要があると考えております。

労働基準法については最低のルールで、これが行き渡ることが日本のこれからの健全な社会を更に発展する上で是非必要な制度であると認識しているところでございます。しかし、現状におきましても労働時間の最低ルールあるいは労働契約等について不明瞭な点が残っており、労働者保護として不十分と思っております。こちらの中間とりまとめでは更にホワイトカラー労働者についての適用を除外するという考え方が強く出されているところでございます。今、ホワイトカラー労働者、ホワイトカラー職の人たちは大変な長時間労働にあつて過労死もかなり出ているという中であつて、単純な適用除外は問題ありということで私どもとしては賛成できないというふうに表明させていただきたいと思っております。

更に、解雇等につきましても最高裁等の判例ということで現在それぞれの法理が既に確立されておま

して、我々はこれをしっかり遵守する必要があると考えてございます。そういう意味で判例を法律化するという趣旨では賛成でございますが、これらの法理を緩和するのは弊害が多く、我々としては認められないと考えてございます。

裁量労働制につきましても、我々としては今は実態をしっかり把握する必要があると考えておりまして、それらなしの見直しには賛成できないという立場でございます。

企業年金、退職制度等の設計・運用について、特に年金のポータビリティの導入等が提言されております。我々としては、これらを進めるに当たって今の退職給付の年金等の受給権保護が日本の場合は必ずしも法的に明確にされていないということで、まず法的な整備を進める必要があると考えているところでございます。

次に、第2章に関わりまして消費者主権に立脚した株式会社の市場参入・拡大が提言されてございます。我々としては、これらの参入に当たってはそれぞれのサービス供給の場におけるサービスの安全性の確保、質の確保などの条件がしっかり確立しながら進められるべきであると考えているところでございます。

医療分野における株式会社参入につきましても、ずっと以前から株式会社でやっている例が既に一部あることは我々も承知しているところでございますが、これらにつきましても事業の継続性や患者に対する医療サービスをしっかり質を維持しながら継続していくなどのルールが確立される必要があると思っております。当然、医療供給の倫理の構築という面についてしっかりした条件を付けた中でこれらの参入を考えるべきであると思っております。

福祉分野におけるサービス供給では既に民間分野での供給等が行われてございますが、そういう中でもしっかりしたサービス業者の指定制度あるいは違反事例の公開、その中で指定取消などのルールがしっかりあるわけでございまして、これらのルールの中でNPOなどが更にこれらのサービス供給に当たるといふ制度設計を我々としても是非検討していきたいと考えております。

教育分野における株式会社の参入につきましても同じ考え方でございます。やはり株式会社自身は経済的な活動のための制度ということで作られてきておりますので、教育分野で活躍してもらうためにはその条件が必要であると思っております。これらの条件をしっかりとクリアできる形のルールを整えた上で検討すべきという考え方でございます。

農業分野における株式会社参入につきましても既に20社ほど進んでいるということでございますが、これらの実情を踏まえて現在の農業における質の維持等に関わるそれぞれの条件を株式会社でもしっかりとクリアできるという制度をチェックしていただきながら進めていただきたいと思っております。

次に事後チェックルールにつきまして、我々も今回の提案は大事な提案であると思っておりますが、これにつきましてもそれぞれの御提案の規制改革、個々の規制改革の中で第三者評価なり苦情処理制度が必要であるという御指摘を是非お願いしたいと思っております。

あわせて、やはり先ほど申しましたように我々としては安心・安全がこれからの社会で大変重要であるということで、安全衛生や労働基準あるいは環境基準などがしっかり守られていく体制についても是非御指摘いただきたい。そういう趣旨で国の検査や監督機能についての十分な強化が必要であると考えているところでございます。したがって、医療・介護・教育分野等において当然、情報公開・開示を進めるべきであると思っております。特に医療分野においては早く制度をしっかりと確立する必要があると思っております。

また、第三者評価等についても介護などの分野で一部自治体で既に導入されてきておりますが、これらの評価を医療あるいは保育・教育分野においても確立していくことについて我々は賛成でございます。

次に、規制改革特区について我々の検討のまとめを御紹介したいと思います。

我々は特区として各地域において今は大変厳しい状況、倒産等も増え、中小企業、地場産業等は先行きの見通しがますます立たない中では、地域の活性化を是非進める必要があるというふうに頭を悩ませているところでございます。その際、やはり特区で行う場合は地方分権をしっかりと確立するという趣旨で地方公共団体の主体性が発揮できる制度として行われなければならないと思っております。そういう趣旨での特区とすべきであるという御指摘を申し上げたいと思っております。

その際、規制改革だけで地域の経済活性化が進むことができるのかと我々も議論しているところでございまして、やはり特区を設けるといふことであれば地域の活性化を図るといふ目的を前面に据えていただいて、その中でこの特区構想を考えていただく必要があると思っております。規制改革だけでなしに、そ

の他の地域活性化についての対策も当然含まれていいと思っ

ているところでございます。労働関係等につきましては、先ほど言いましたように労働基準は最低の基準で、日本の経済活動、社会生活活動を支える基礎でございまして、これらについての特例措置の導入は我々としては問題あり、賛成できないということでございます。

それから、特に経済活性化という視点を考えますと、特区がより生きるような工夫をしなければならないのではないかと考えているところでございます。特区が2～3年で全国に展開していくということであれば、むしろ最初から全国的な形での改革を進めるべきであると思っておりますし、実効性という点では10年ぐらい特区でしっかりその利点を生かして地域の自発性の中で地域の活性化を図るという構想が必要ではないかと思っ

ているところでございます。(2)は重大問題等がこういう規制改革緩和の中で発生した場合ですが、特例措置の取り消しができる制度を設けるということが指摘されているところでございます。これについては政府並びに地方自治体共同で設ける特区でございますから、これらの弊害が発生しないということで是非お願いしたいと思いますし、起きた場合には当然これら中央及び地方自治体の責任でもって弊害をしっかりと改め、改革するという措置が取られるべきであると考えているところでございます。

先ほど申しましたように、経済特区については労働者派遣事業の対象拡大や有期雇用制度の契約期間の延長、並びにリサイクル等の対象物の廃棄物処理法の廃棄物からの除外なども例示されているところでございます。これらについては重大な問題発生のおそれがあるということで、我々としては賛成できません。更に、医療の分野において混合診療についても容認する方向の検討がござい

ますが、我々としては経済的格差を医療の分野で更に持ち込むことになるということで賛成できないという意見を表明させていただきます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの連合のお考えに対しまして御質問、御意見等をどうぞ。

○清家委員 今日はお忙しいところ、ありがとうございます。私は雇用関係のWGを担当しておりますので、最初に少し質問させていただきます。

まず最初に、私はもう一つ事後チェックのWGも担当しておりますので、事後チェックについて連合が積極的に考えておられるということは大変ありがたいと思います。特に5ページあたりに医療・介護・教育についての情報公開を推進すべきとか、医療・介護・保育・教育分野についての第三者評価の実施が必要ということ

を具体的におっしゃっておりまして、連合としても是非この辺のところ

で事後チェックの整備について我々を応援していただければと思っております。その上で幾つか質問させていただきます

と思いますが、まず一つは労働者派遣の規制の問題でございます。先般、当WGで連合からお話を伺った際には派遣の規制の根拠として連合等が従来言っておられた常用代替という考え方は必ずしも取らない、むしろ派遣労働者の労働条件の担保というか、派遣労働者のためになるようなルールづくりが大切だと考えておられるという趣旨のお話を伺ったところ

でございます。もしそうであるとすると、最低基準がどう定められるかということについては議論があるかと思いますが、例えば派遣労働者の安全衛生あるいは賃金等の労働条件がきちんと定められ、またおっしゃるような事後チェックがきちんと行われれば、論理的に言えば期間の規制あるいは対象業務の規制は必要ないはず

です。つまり、どのような期間働くか、あるいはどういう職種で派遣で働くかということについて働く人が合意している上であれば、あとはその人たちの労働条件の最低ラインがきちんと担保されるということさえあれば問題ないと私どもは思うわけ

含めて職業紹介についての規制はゆっくりではなくて、先ほどのお話ですと一部緩和したばかりなので、しばらく様子を見てということでございましたけれども、もう少し早急に規制緩和を進めることが労働者の利益のためにも不可欠だと私どもは思っているわけでございます。

特に求職者から料金が徴収できないということについては、先ほど局長が言われましたように確かにILO条約の中で「求職者からの手数料は原則禁止」となっているわけですが、実は「原則禁止」というところにポイントがありまして、その後にはただし書きがあって「労働者の利益になる場合には、この限りではない」というのがILOの規定であると私どもは承知しております。その意味で規制緩和が今回一部行われたわけですが、これについても例えば不当な料金が取られないようにするという形で料金そのものをきちんと規制し、その上でハローワークという無料のサービスが全国一律に行き渡っているというセーフティネットが担保された上であれば、基本的には規制を設ける必要がないと私どもは思っているわけでございます。

つまりここでの御質問は、料金規制等がきちんと行われ、全国的に無料で一定の水準のハローワークの紹介サービスが担保された上でも、なお求職者から料金を取るようなサービスについては規制すべきだとお考えになっているのかどうか。今回、規制緩和をしたのはそれなりに評価できますけれども、ここに書いてありますように芸能家、モデル及び年収1,200万円以上の科学技術者・経営者だけが自分で料金を払うこういった職業紹介サービスの恩恵を受けられるようになっているわけございまして、これ以外の労働者はこういったサービスを自ら料金を払って利用できなくてもいいと労働組合側がお考えになっているというのは私どもとしては理解に苦しむところであるわけでございますが、このあたりについてどのようにお考えか。

特に紹介予定派遣についても、確かに今のルールでは余り早く採用活動をする事は禁止されているわけでございますが、これなどもともと紹介が予定されているのであれば、採用活動等についての規制をもっと見直す、あるいは撤廃していくことが大切ではないかと思っております。その辺についてお考えを伺いたいということでございます。

○宮内議長 時間が来てしまっておりますので、御意見がございましたら簡潔におっしゃっていただければと思います。

○龍井総合労働局長 各論に入る時間は多分ないと思っておりますので、簡潔に言います。

一つは、成川が冒頭に言いましたように現行の実態を見ていただきたいということです。ですから、派遣という働き方にしても我々からしたらまだ成熟していない日本ではいろいろな問題がある。雇用関係と使用者関係が分かれるという基本的な問題に関わるトラブルを消費者の皆さんも抱えておられる。その実態をまず今の枠組みでどういうふうにしきにするか、安心感を与えるかということ抜きに今の段階で改革する時期ではないだろうと思えます。

2つ目に、派遣というのは言ってみればドアといいますか、いわゆる受給期間だと位置付けているわけです。これは前回のヒアリングのときにも清家さんたちに申し上げたことですが、市場と言うからにはどんな者であれ対等に交渉できる、あるいは均等の一部追加のルールがあるというルールが前提であるわけです。今、それは市場と言われてはいますが、誰が対等で交渉できるか。釈迦に説法でございませうけれども、労働組合というのはそういう集団取引のためにあるわけで、1対1で交渉できない人はみんな集団取引しなければ、売り止めができなければ対等にならない。そういう条件を整えるのが先でしょう。ですから、一企業で完結しないとすれば、社会的なインフラなり育成についてもそう、能力評価についてもそう、そういうシステムをつくるかというのが私どもの改革論であって、今の一企業で完結しないから、それを市場任せ、企業任せということには与しないというのが2つ目です。

3つ目に、皆様方が今検討しておっしゃっているベースになっていることが、やはり今は移動するときに残念ながら吐き出しだけで、受け皿がない。エンプロイビリティと言われるけれども、ハイアーするハイアビリティが落ちてしまっている。ですから、そういう与件を整える中でルールの問題も移動の問題も考えていかないと、すべて構造に問題があると言われるけれども、私どもはまず労働需要そのものが回復し、その中で今おっしゃられたような見通しも議論されるというプロセスが必要だろうと思えます。

そういう意味では是非お願いしたいのは、先ほどこの場が一丁目一番地と言われましたけれども、労働問題については本籍地を是非忘れていただきたくない。つまり、関係審議会、関係分科会で当事者同士がやっておりますので、なかなか意見が合わないけれども、苦勞してやっているとございまして、是非その過程を見守っていただきたいという要望だけ申し上げたいと思えます。

○清家委員 実態をよく見るということには私どもも全く賛成でございますが、その実態について1点だけ

申し上げたいのは、これは厚生労働省が最近行った調査によっても、派遣労働者等は派遣期間の規制緩和ないしは撤廃をマジョリティの人が望んでいるという結果が出ておりますので、その点もあわせてお考えいただきたいと思っております。

○龍井総合労働局長 私は働く人が長く安定して働きたいということと、派遣契約の期間延長とは別問題だと思っております。現に今でも派遣契約期間と実際に働いている人の雇用期間は違うわけです。だから、仮に延びても雇用期間は3カ月になるかもしれない。データではそう現れるかもしれないけれども、それはより安定した仕事につきたいという表れであって、それが派遣期間の延長にストレートにつながるかという、そう単純なものではないだろうと私は思っております。

○宮内議長 あと、どうしてもという御意見等がございましたら。

○八代委員 今の龍井さんのお話は余りにも曲解であって、派遣労働者の希望を素直にそのまま受け取っていただきたいと思っております。

それから、規制改革特区についての連合のコメントについて以前聞いていたのとはかなり違って、適用期間は例えば10年から20年にしろとか地域の活性化を重点にしないということ、これは我々は特区に対する激励の言葉と受け取らせていただきますので、感謝したいと思います。

それから、そういう特区において弊害があってはいけないのは当たり前のことであって、十分な代替措置を前提にこういう規制緩和を試みるということですので、この面でも基本的に連合のお考え方と対立はないものと考えております。

それだけでございます。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。短くお願いします。

○鈴木議長代理 株式会社問題について今まで聞いてきた話というのは、株式会社もうけ主義という一辺倒の単純な論理だったのに対して、かなりモダレートに気付くべきいろいろな点について御提言いただいているのは感謝いたします。

ただ、依然としてそういう思想も入っておりますけれども、利益は何のためかということについてより御理解いただきたい。本質的に株式会社は単純に利益を恣意的に配分するものではないのであって、要するに、よりよい財とサービスをより多く継続的に供給するために利益を追求しているという点が基本である。もしそういうのはチャンチャラおかしいとおっしゃられるんだったら話はあれですけども、そこをところを理解していただかないと、この問題は進んでいかないと私は思っておりますので、その点は是非お願いしておきたい。

最後に混合診療についておっしゃっておられますけれども、混合診療というのは高度先進医療の分野で既に認められているわけであって、要するに今まさに公的保険だけでやるのがもう行き詰まっていて、これ以上できないということになって、世界的に行われている各種のものが日本では実際問題できないわけです。それを打破するということを考えているのであって、ここに貧富の格差を持ち込むという議論は、それではみんな貧しければいいんですか、みんな粗貧であっていいんですかということに対してどうお答えになるのかという問題だと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○成川総合政策局長 特に経済特区、規制改革特区につきましては地域の経済活性化、地域住民の生活安定を主目的にやる必要があるということでございます。八代先生は同じ考えだということでございますが、そうであれば是非それを主語にさせていただいて、規制改革が主語ではなしに地域の活性化をやるということでの対策をお願いしたい。そのときにはやはり安心や安全ということを是非、地域の人たちの努力が生きる制度としてつくっていただきたいという趣旨でございます。

株式会社等について私どもの認識では当然、こういう社会的サービスの分野で活躍するには、その社会的サービス分野で守るべき最低限の安全や消費者保護、そういう質をどうやってきちんと維持し、守っていただけるのかという条件が大事だという御指摘でございます。むしろそちらが主語、そちらを中心に考えるべきであるという御意見ということで是非御理解いただきたいと思っております。

○宮内議長 ありがとうございます。

まだいろいろ御意見を賜りたい点もございますけれども、今日予定しておりました時間がまいりました。引き続きまたWG等で御協力、御意見を賜る機会も多いと思っておりますので、よろしく御申し上げたいと思っております。

今日は御多用のところおいでいただきまして、ありがとうございます。

(日本労働組合総連合会関係者退室)
(EU関係者入室)

○宮内議長 それでは、大変お待たせいたしました。引き続きまして、EUの駐日代表部からのヒアリングを行います。

本日、EUの駐日代表部からはベルンハルド・ツェプター駐日EU代表部大使、ミハエル・ライテラー駐日EU代表部公使、ミハエル・プルヒ駐日EU代表部参事官及びエリス・マシューズ一等書記官の皆様方においでいただいております。

時間がずれておりますけれども、大体45分以内には終わらせていただきたいと思いますので、EUからの御説明をその半分程度でおやりいただきまして、残りの時間を意見交換に当てさせていただくこととお願い申し上げたいと思います。よろしくお祈り申し上げます。

○ツェプター大使 宮内議長、そして総合規制改革会議の皆様の前でこうしてヒアリングをさせていただく機会を得ましたことを大変に感謝申し上げます。

今日のこの重要な皆様の会議の前でお話をさせていただくに当たり、改めて新しいエネルギーを何か注入する必要は全くないと私は考えております。と申しますのは、私どもと皆様方は長きにわたりまして非常に前向きな形で規制改革に対する対話を積み重ねているからでございます。

この規制改革の意見交換を通しまして日欧間には相互の信頼を醸成する機会を得ましたし、お互いのビジネス環境をよりよく発展させていくための土壌を生むことができているわけでありまして、EUにとりまして日本は非常に強く、また信頼の置けるパートナーでありまして、勇気あるEU側の企業で日本という新しい水平線を開拓しようという者たちにとっていろいろなチャンスを開いてくれているパートナーであります。

まず、貴会議の皆様方の素晴らしいお仕事に対して敬意を表させていただきたいと思っておりますし、私としてはその難しい仕事の在り方、また皆様が抱えておられるいろいろな課題をよく理解しているつもりでございます。私自身、EUとしての日本の大使という職につきますまでに実は、EUで今まで、あるいは今も進んでおります痛みを伴うEU域内の規制改革を担当してまいりました。

私どもが今回提示させていただきました提案書は既にコピーを前もって送らせていただいているわけでありまして、今申し上げました長年にわたるEUの規制改革の体験・経験を反映したものとなっております。このように我々の規制改革に関する考え方、日本に関する考え方を述べることは決して自分たちの弱み、自分たちの欠陥に目をつぶるということであってはならないと感じております。EUにも既得権がありますし、それを克服することが必要であります。「良薬、口に苦し」というのはどこも同じなのであります。

私どもが提出いたしております規制改革の提案書は確かに長いものであることも認めておりますし、時には大変に技術的な内容でもございます。しかし、我々が主たるメッセージとして投げかけておりますものは大変シンプルなのであります。いわゆるビジネス環境における信頼、confidence(自信)というものをどうして強化していくのかという問いに対する我々としての答えを示させていただいているわけでありまして。この日本という極めて重要な経済圏に外からより多くの投資がもっと円滑に流れ込むために必要な正しいことは何かというメッセージであります。

この場で我々の提案内容を詳しく申し上げる必要はないと思っております。その多くが貴会議の皆様にとって御承知の内容であるということとございますし、経団連あるいは日本公正取引委員会などから同様の要請をされているし、総合規制改革会議御自身として提起されている問題が重なっていることも多いからであります。また、特に欧州委員会としてはこれまでお話しし、このような改善策があるのではないかと提起をする機会にいろいろと申し上げてきた内容が盛り込まれているということもございます。

ここでは特に2つのメッセージに照準を当てさせていただきたいと思います。1つ目はEUから日本への投資を行う際に高コスト構造といえますか、コストの高さの点。そして、もう一つは日本の都市環境におけます透明性、そして予見性、先が読めるという要素。今申し上げましたこの2つは互いに深く関わり合っている点であることは言うまでもありません。

実際、ヨーロッパの潜在的投資家が日本の状況を見て、果たして自分として日本への投資を決めるべきかどうかという決断に迫られたときに2つのことを考えるでありましょう。1つ目は feasibility(投資の実現性)、そして2つ目は利益性(profitability)であります。

これを正しくするためには果たさなければいけないといえますか、満たさなければいけない条件があるし、ニーズがあります。1つ目は市場における状況の知識を持っていること、特に日本市場の規制の在り方を知ることです。それが何につながるかというと、非常に重要な意味における透明性の問題になるわけです。EUのビジネスマンに話を聞いてみますと、71%が投資先、他の国における透明性の欠如が投資上の一番大きな障害になることが多いという答えが返ってきております。

では、それをどうして直していくのか、是正していくのか、私どものペーパーの中には幾つか提案させていただいております。特にここで申し上げたいのは新しい要素であります。今までの私どもの規制改革の要望には入っていなかった、いわゆる情報へのアクセスの確保という観点に皆様の御注意を喚起したいと思うわけです。すなわち、日本の記者クラブの制度が自由・公正なジャーナリストによる情報へのアクセス上のバリアになっているという点です。私はここで、情報がよく流れれば流れるほどヨーロッパのビジネスマンが前向きで開放的な態度で日本に対する積極的な投資をかけていくことを確約できると思います。

2つ目は、信頼の置ける、そして包括的な法務サービスの提供の枠組みの存在が必要であるということです。完全な形で統合された国際的な法律事務所(law firm)が日本に欠如しているということは、より広い現在の経済領域の中で事業を考えていかなければならない、その際に必要とする包括的な法的知識を求めようとする日本企業にとってマイナスであるばかりか、外国の企業で日本において何を予知すべきなのか、どういう問題があって、それに対して法的助言がどの程度得られるのかをあらかじめ知っておかなければいけないような外国の企業にとっても大きなマイナスであるということをお願いしたいと思います。

極めて重要なビジネス上の決定をするためには、適切な法務的助言、法的助言が不可欠であります。現下、日本の司法制度改革審議会のもとでよりよい制度への改革、変更の機会が開かれていることをこの点から私どもとしては大いに歓迎している次第でありまして、それにより日本と外国の弁護士がよりしっかりと適切な形で提携できるような状況が生まれることを切に願っております。

どうか誤解しないでいただきたいのは、我々が意図しているのがアメリカ式の弁護士主体の社会制度、法務制度ではないということです。我々が念頭に置いておりますのは、しかるべき司法制度が導入されて日本の状況がそれに基づいてしっかりと把握できるとともに、日本における活動の市場に外国人弁護士の適切なアクセスが確保されるという点に尽きます。

日本に対して投資をしようと考えている人間であれば、もう一つ望むことは日本の意思決定制度に関してよりよい知識を持っていたいということではないでしょうか。これはより一般的な話になりますので、ここでは詳しく申し上げませんが、財界あるいは民生社会が日本における意思決定にどのように影響力を持つのか、関与しているのかということが重要なポイントであろうと思います。この点から、欧州委員会が2001年7月につくりました欧州のガバナンスにおける白書に皆様の御注意を喚起したいと思います。このグローバルライゼーションの世界にあって、このガバナンスのホワイトペーパーは今後なしていかなければいけない非常に興味深い協議、ディスカッションに前向きで有益な土台を提供すると思います。

投資家として具体的に望む2つ目のものは、この外国の市場にいかにか一番いい形で入っていくかということであり、最善の条件は何であって、それがどこまで可能なのかを知りたいという点であります。

この観点から、これを根拠にEUは他の関係局と同じようにサービス、投資に関する統一化したといえますか、単一のアクセスポイントの創設を強く提唱させていただいているわけです。投資家が情報あるいは投資基盤を求めていくときの助けとなる方策、手段としてワンストップショップ、それを通してすべての必要な認可、あるいは投資候補地に関しての情報が得られるような一本化された窓口の常設を我々としては強く提案したいわけであり、

実はこの我々の提案には書いてありませんことと私たちとして一步踏み込んで申し上げたいのは、今申し上げましたワンストップショップというのは特に中小企業が投資を考えると有益である。将来有望な若い投資家に対してワンストップショップを通して特に投資のための資金、特にリスクキャピタルに対するアクセスが明確に確保されることが極めて重要かと思われ、

通常の日本市場あるいは外国市場への投資の仕方としてはM&A、企業統合によるものがあるわけであり、御承知のようにM&Aをかけていくときにもヨーロッパの企業は日本において問題に直面しているわけであり、複雑な制度があり、納税上の税金の問題が非常に大きく負担になっております。この観点から、私たちとしては税的に中立性のある株式交換型の統合(merger)ができる制度を提案

させていただきたいと思います。日米間で4,000件にも上る当該形態による企業統合(merger)が進んでおりまして、これは投資家自体にとってのプラスのみならず、関わった企業全体の競争力を向上するという効果を上げています。

この観点から、EUとしては経産省が三角合併に関する提案をされていることを大変に歓迎しておりますし、いわゆる規制改革の今、プログラムの中に規制改革特区というアイデアを盛り込んでおられますけれども、この点においてMETIの提案がどう適合してくるのか、どうフィットするのかについては是非、日本側から御説明いただきたいと思っている次第であります。競争ルール、競争規則の厳格な存在の適応というのももちろん非常に重要なことではありますけれども、これは皆様方とのこれまでの協議で何度も申し上げましたので、これ以上深く突っ込む必要もないと思いますが、ここでは2つの点を想起させていただきたいと思います。

それは競争政策に係る執行と、独立した規制機関の存在の重要性であります。日本公正取引委員会はこの2つのポイントを自ら特定され、特に新規参入者にとってこの2つの要素が重要である、不可欠であるとされております。テレコムと日本の港湾運送事業の状況を見ておきますと、この2つが特に如実な例と言えるのではないのでしょうか。この観点から、私どもは執行の強化に係る最近の動きを大変な関心を持ってフォローさせていただいております。特に日本の公正取引委員会を内閣府のもとに移すという計画に関しても関心を持っておりますし、竹島公正取引委員会会長の最近の提言であります罰則の大規模強化も大変な関心を持ってフォローしております。

もう一つ、手続(procedure)も極めて重要であります。パブリック・コメントの導入、ノーアクションレターの導入など、一定の措置を図ってこられていることは承知しておりますが、我々の考えでは実際的にまだ成果が余り上がっていないと申さざるを得ません。

3つ目の点といたしまして、投資をよりよく誘致するためには規制環境の適切な存在が必要であります。規制をよりよい形で行っていくということはそれ自体、規制をする側の我々の悪い習慣と戦うことを意味しまして、私は自分が何を言っているかよく知っているつもりです。

実は私、この職につきますまでに、一番最近に行いました欧州理事会に対してよりよい規制に関する提案書を自ら担当した人間であります。その中で申し上げたいのは、よりよい規制というのは必ずしもより少ない規制を意味するわけではない。競争があって、そしてフェアな市場環境をつくるための本当の必要性を満たすような規制をつくっていくということでもあります。そのようなルールというのはシンプルでなくてはいけません。信頼性はあるけれども、フレキシブルでなくてはいけません。特に差別が排除されるような規制のルールでなくてはならないのです。この点に関しましては日本の政府は正しい方向での措置、前進を進めておられると思いますが、証券取引法65条に代表されるようにファイアウォールの存続を認めるような例外措置が残っているわけで、それは我々の考えではそもそも掲げられた規制の目標に反していると思います。

この我々のペーパーの中には日本が消費者を保護するという意味での日本独特のニーズに根差した、あるいはそれを理由とした数多くの obstacle (障害)を列挙しているわけでありまして。例えば化粧品に係るルールとか、食品の添加物、切り花、そして今回新しい点として入れさせていただきました blood plasma (血漿)の問題などが例になります。もちろん、その独特な状況を否定するわけではございませんで、日本独自の状況を勘案することが重要であるということには変わりないわけですが、我々が回避しなければいけないのは、その規制の在り方でもって消費者が混乱するとか、小売業者がそれに対する非常に複雑な調整を必要とされる、余儀なくされるような状況ではないでしょうか。

もちろん日本もEUも、規制を考えるときに空白の中で規制していくことはできないわけでありまして。我々の繁栄というのは世界におけるオープンな貿易制度に大きく依存し、そこから便益を受けていると同時に、自らの域内、国内の基準(norm)などに合致あるいは適応した生産活動ができることに則っているわけでありまして。しかし、規制というのは今やどんどん国際化しているわけでありまして、日本でも最も競争力を持っている企業は国際的な水準、基準に適合しているばかりか、国際基準をつくり上げていく柱、中心的な役割をも果たしておられるわけでありまして。EUにも同じことが言えます。最も競争力のある産業こそがグローバルなスタンダードを採用している産業であるし、域外からの直接投資がその産業に一番多く誘致されています。

最後に申し上げたい点といたしましては、日欧が共有しなければいけない責任、そして日欧がそれぞれの能力を大いに発揮する目的は国際経済の更なる活性化のためだということでもあります。この背景が

あるからこそ日欧が共有の責任として努力を続け、環境を整備し、新しいビジネスの発生を促進し、よりよいビジネスの機会をオファーしていく努力を続けていくわけであります。そのときにフェアで競争力のある市場環境を確保するために、WTOのルールに則り他国間の貿易制度に基づくことが極めて重要な点であります。

我々の規制改革提案書には、今申し上げました極めて重要な問題に関する我々としての回答を盛り込ませていただいております。この極めて重要な議題、我々の抱える課題に関しまして今後も前向きかつ有益な対話を総合規制改革会議の皆様方と続けさせていただくことを大いに望み、期待している次第であります。

どうもありがとうございました。

○宮内議長 どうもありがとうございます。

それでは、時間が超過しておりますが、何か御質問、コメント等がございましたら。

○八代委員 EUは常に構造改革を続けてきておられて、それが現在の繁栄につながっていると思います。今、日本も同じような形で構造改革を進めておりますけれども、先ほど御提案がありました三角合併については是非こちらももっと検討していきたいと思っております。

ありがとうございました。

○ツェプター大使 委員のおっしゃるとおりだと思います。特にこのような新しい要素に関しての情報交換、意見交換を密にさせていただきたい。今、私がほかにもいろいろと言及させていただきました重要点と新しいものがどうかみ合ってくるのか、適合してくるのかということについて関連性といえますか、相関性を知りたいという強い気持ちを持っているのを是非もう一度想起させていただきたいと思っております。協力こそがここでのキーワードではないでしょうか。オープンな意見交換をする、いわゆるノート比べ合う、これまでの経験を比べ合うことが重要であって、そのような協力を経てこそ我々の経済をもう一度活発化する契機になると信じております。

特に規制改革特区に関心があります。すばらしいアイデアだと思いますが、いわゆる規制改革の全体像といえますか、全体的な枠組みの中でこれがどのような作用していくのか、取り扱われていくのかを是非知りたいと思っております。

○八代委員 今、委員から御質問がありましたので。規制改革特区というのは今年から始まった新しい試みでありまして、いわゆる社会的実験というものがこれまで全く許されなかった日本の仕組みの中で少しでも新しい制度を試みることによって全体の規制改革を促進させようという考え方でありまして。今年はずり第一歩でありまして、いろいろな形でビジネスの効率化を図るための提案が少しずつ出てきておりまして、これらが実現することが全体の規制改革を促進する一つのステップになろうと考えております。

○ツェプター大使 どうもありがとうございます。私はここで今の方に対するEUとしての正式な応答をする立場ではございませんけれども、個人的な今の印象としてそのようなテストグラウンドのようなものを創設されることは極めていいアイデアではないかと思うわけでありまして。規制改革を行動で示してみようというのは他にとりましても、大きないい前例となつてすべての動きを促進するような前向きな結果につながる可能性が大きいと思うからでありまして、この新しいアイデアが突破口となつて他の多くの経済分野に必要な全体的な改革の波に波及することが考えられます。

○宮内議長 ありがとうございました。

まだいろいろ議論もしたいわけですが、ちょうだいいたしましたこの提案につきましては我々会議といたしまして重要な参考資料として、また今後これに基づきまして意見交換もさせていただきたいと思っております。

今日は大使以下おいでいただきまして大変前向きな御提言をいただきましたことに心から感謝申し上げますとともに、今後とも当委員会の活動に対しまして御協力を引き続きお願い申し上げたいと思っております。

本日は大変ありがとうございました。

○ツェプター大使 会長、どうもありがとうございました。

貴会議と私どもはこれまですばらしい形で協力させていただいたことをよく知っております。私、新米ではございますが、皆様の期待に沿うよう、そしてオープンで友好的な形における協力を今後とも続けさせていただけますよう邁進してまいりますつもりでございます。どうもありがとうございました。

○宮内議長 ありがとうございました。

(EU関係者退室)

(全国知事会関係者入室)

○宮内議長 お待たせいたしました、どうも申し訳ございません。今日は御多用のところおいでいただきまして、ありがとうございます。全国知事会からのヒアリングをさせていただきたいと思っております。

本日、全国知事会からは井戸敏三兵庫県知事、石上卓全国知事会調査第一部長、尾畑敏隆全国知事会調査第二部長の御出席をいただいております。遅れまして時間を制限するのは申し訳ございませんが、全体で30分ぐらいで終わらせていただきたいと思いますので、できましたら、その半分ぐらいで知事会のお考え等を御説明いただきまして、残りの時間を意見交換とさせていただきたいと思っております。何分よろしく願いいたします。

○井戸知事 御紹介いただきました兵庫県知事の井戸でございます。総合規制改革会議のスタートに当たりまして、知事会からのヒアリングをしていただく機会を得ましたことにお礼を申し上げたいと存じます。

お断りでございますけれども、私どもは非常に短期間で各県に照会して項目をまとめ上げたものがほとんどでございますので、精粗ばらばらでありますし、ある意味で考え方がすべて統一されているわけでもございません。ただ、いろいろな意見を網羅させていただこうということもございまして、お手元に参考資料としてかなり分厚い資料を付けさせていただいておりますので、後ほど作業に当たりましては御参照いただけますと幸いです。あわせまして、私どもも構造改革特区につきまして規制緩和を要請いたしておりますので、その辺の内容につきましても触れさせていただいて、御理解を得たいと思っております。

まず最初に、規制緩和に当たりましての基本的考え方は申すまでもありませんけれども、本来自由であるべき経済的規制については基本的には自由化していくべきだということでありましょうし、社会的規制と言われているものにつきましても安全とか弱者対策、セーフティネットを十分に踏まえながら検討を進めていく必要があると考えております。

規制に関連しまして、本来この会議の役割ではないのかもしれませんが、従来は機関委任事務とされておりましたのが地方分権の考え方から自治事務、法定受託事務という形で変更になったわけがありますけれども、最近の問題点といたしましては、法律に基づいて自治事務の内容を確定してしまう、あるいは法律に基づいて規定してしまう例が非常に増えてきております。そのような事例が増えてくるといたしますと、知事会からも要請いたしておりますけれども、国が法令等を制定する場合には地方に関連する事項については事前に協議していただく、あるいは意見を聞いていただくような機関をきちんと制度化すべきだという要請をいたしておりますので、申し添えさせていただきます。

それでは、お手元の資料3-1「規制改革に関する意見・要望」に基づきまして御説明させていただきます。

1ページはそれぞれの分野ごとに整理させていただいておりますが、97項目の意見なり要望がございました。これにつきましては参考資料1に添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以下、主なものにつきまして私から触れさせていただきたいと思っております。

まず、2ページの1-1、公の施設の受託管理者の拡大についてでございます。現在、地方自治体が例えばサッカースタジアムなど公の施設を設置・管理しておりますけれども、それらは公共団体または公共的団体に限られております。民間事業者にも受託できるような制度の見直しを図っていただければと思っております。

この6月にワールドサッカーが開かれましたけれども、神戸のウイングスタジアムは施設整備からその後の運営までを一貫して、これは民間ではなくて運営委託の方はNPO法人であります。管理運営までならんでの施設整備を実施いたしました。ですから、その後の管理費が非常に効率的にやれることになっているわけですが、このようなことは民間会社にも運営委託できることを前提にPFI制度などを活用していくことができるようになるという意味で是非お願いを申し上げるものでございます。

3ページの2-2の廃棄物の関係でございますが、廃棄物を資源として再生利用する場合であっても、廃掃法の適用によりまして廃棄物処理と同様に処理業とか処理施設の設置に許可が必要となっております。そういう場合に私どもとしては、廃棄物処理法の適用を全く除外してしまいますと不法投棄された場

合に対処できなくなるとか、いろいろな問題があると考えられますので、枠組みは維持しつつ、廃棄物の再生利用を推進するという観点で、関連する事業を一つの認定で実施できるように特例制度の運用を緩和していただけたらありがたいと思っております。

現在、具体的には再生利用認定制度があるんですけども、廃ゴムタイヤとか廃プラスチック類について環境大臣の認定を受ければ、収集運搬業や処分業あるいは施設設置の許可が不要とされているわけでありまして。この制度を拡充していただけたら、例えば製鉄還元材として再生利用する場合に限定している廃プラスチック類についてガス管の場合なども対象にするとか、再利用の促進が図られるものと考えております。

次は4ページの2-7でありますけれども、これは一般廃棄物の処理委託基準の緩和をお願いしております。市町村から業者に委託はできることになっているんですけども、再委託ができないことになっています。ですから、一番効率的な対応を図れるようなことを御検討いただくとありがたいと思っております。

5ページですが、3-5の保育所なり児童養護施設における施設外調理についてであります。老人福祉施設等の福祉施設については施設外調理もOKになっているわけでありまして、保育所とか児童養護施設については現在まだ認められておりません。もちろん、そこにありますように安全面や衛生上の配慮等を十分にした上での施設外での調理ができるようお願い申し上げたいと考えます。

6ページ目の4-1でございますが、都道府県への職業紹介権能の付与という問題であります。もともと労働行政、特に都道府県との関連において今の労働局という組織が適切なのかどうかという問題があるわけでありまして、労働局はできてしまっておりますので、そのような中で職業紹介ということを考えましたときに、一般業者が職業紹介事業を行う際には厚生労働大臣の許可をもらったらできることになっているのでありますけれども、この申請対象者から地方団体が除かれてしまっているという問題がございます。現に雇用対策等で一番腐心している我々が職業紹介業務に手を出せないでいるという実態がございますので、雇用問題が一番大きな課題になっております今のようなときにこのような状況でいいのだろうかというのを問わせていただいております。

7ページでございますが、5-1から5-4はそれぞれ同じような考え方でありまして。農業分野への株式会社への参入につきまして一律に認めるかどうかの議論はありますが、弾力化すべきだと思いますし、5-2にありますように遊休農地の活用につきましては是非NPO法人や市民団体、公益法人が活用できるように、特に市民農園等につきましてはこれから私も農を楽しむ「楽農生活ーアグリライフー」を推進しようとしておりますので、そのような意味からも御検討を賜りますればありがたいと思っております。

5-4は毛色がちょっと変わっていますが、登録農薬につきましては使える作物と農薬が決まっております。全国一律に規制されています。これを、地域によりましては都道府県の安全管理のもとで弾力的な取り扱いができるようにしていただけたらありがたいというのが登録農薬についての見直しの問題でございます。

9ページであります。道路につきましては地域の特性に応じたローカルルールに基づく社会資本整備の推進という形で述べさせていただいております。既に国土交通省等でも検討されているわけでありまして、全国一律の基準を地域の実情に応じた基準に見直して、例えば技術的な指針にさせていただくということになりますと、あえて2車線道路をつくらなくても済むという弾力的な対応ができるのではないかと考えているところでございます。

11ページでございますが、教育の分野につきましては、まず7-1で書かせていただいておりますように現在の教育課程につきましてもう少し弾力化できないか。あるいは、小学校教科として英語科を設置したらどうか、教員免許を有しない外国人の教員としての任用についても特例的に資格要件を緩和できないかどうかということでございます。

7-2は、現在、教科書の採択地区が市・郡単位にされております。これを市町村単位にする。教育委員会が義務教育を所管いたしているわけでありまして、教科書採択等も市町村の教育委員会単位で決められる形にすべきではないかということでございます。

関連いたしまして、義務教育費の国庫負担制度について私の所感だけ若干述べさせていただきます。

例えば学級編制については御承知のように標準法で40人学級と決められているわけでありましてけれども、これは標準でありますから、それ以外のことを取ったらいけないということではないんです。義務教育ということでありまして、その標準に基づいて国が2分の1の負担している。ところが、最近の法律改正でそれにただし書きが付きまして、「児童または生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合につい

ては、40人学級以下の基準を定めることができる」という規定がわざわざ置かれたんです。そういうことをやってもいいよというのは、もともと標準ですから当たり前にはやれるはずでありますのに、あえてこういう規定を置く。それでおきながら財源措置は全くされない。ある意味で規制緩和的なこういう措置を講じながら、財政的な責任を果たさないという意味での規制緩和はいかがだろうかと思っておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、「構造改革特区における規制改革の推進について」という資料3-2に基づきまして若干のコメントをさせていただきます。

まず、「構造改革特区推進のためのプログラム」が発表されたわけでありましたが、1ページの1に書いておりますように903件の規制改革提案がございました。その表のように「特区で実施」「全国で実施」というのが約200程度でありますけれども、実を言いますと内容が余り具体的に発表されておられません。その具体的な内容いかんによっては対応したことになるわけでありまして、できるだけ早く具体的な内容を明らかにしていただきたいと思っております。引き続き検討するものにつきましても、スケジュールなりを明示していただいて方向を明確にしていきたいと我々も申し上げているところでございます。参考資料2-1に全項目を整理させていただいておりますので、御参照いただけましたら幸いです。

兵庫県といたしましては10特区を提案させていただきました。SPring-8を中心とする先端光科学技術特区、神戸のポートアイランドを中心とする先端医療産業特区等でございます。

2ページをお開きいただきますと、3に「構造改革特区におけるインセンティブ措置の必要性」と書かせていただいておりますけれども、言わば特区における規制緩和は一つの土俵づくりにすぎません。土俵は土俵として先進的に取り上げていただいたとしても、そこで産業を引っ張っていくような積極的な展開を図ろうとすれば、やはり投資減税とか研究開発減税等の税制によるインセンティブと、今は積極的なプログラムにお金が付いてこないのが一番の問題点になっていきますので、そういう意味で特区専用の融資制度を合わせて講ずるべきではないかということをお私強く提案させていただいております。

兵庫県から提案しました主な規制改革項目の中で二、三触れさせていただきます。

3ページの上にあります高度先進医療制度の見直しであります。高度先進医療を実施できる病院は厚生大臣が承認することになっております。この特定承認保険医療機関につきましては、例えば病床数が300以上でなければいけないという施設要件や技術要件が定められておりますけれども、これらについて手続の明確化なり簡素化をしていただきたいというのが一つ。それから、高度医療に係る臨床研究につきましては保険の対象になっておりません。企業が行います医薬品の開発や医療用具の治験は適用になっておりますけれども、臨床研究は適用になっていないという面がございますので、この点の拡大を図るべきだというのが2つ目でございます。

教育につきましては、例えば大学設置基準の校地面積は校舎面積の3倍とされていますし、校地の2分の1は自己所有でなければいけないという要件がありますが、これらも今や定期借地権等が普及しているような状況の中では時代遅れになっているのではないかと思います。大学の設置基準につきましても、教員数とか施設規模あるいはその他のいろいろな基準がありますが、それらも簡略化・簡素化・弾力化することが必要ではないかと思っております。

あと、いろいろな特区に関連して規制緩和項目を並べさせていただいておりますけれども、私どもとしてはこれらについて更にまた要望を続けていきたいと思っております。

5ページの国際みなと経済特区という中で具体的に挙げていないのでありますけれども、1つの開港としての取り扱いをしていただくことによりまして——例えば神戸港に入って大阪港に入った場合に特別とん税がそれぞれで賦課されております。ところが、東京の場合は東京港、千葉港、横浜港が1つの開港として認められていますので、3つ入りましても1つのとん税を支払うだけで済んでいる。ところが、大阪港と神戸港については2回払わなければいけないという矛盾があります。これは別途要請いたしておりますけれども、こういう点もあるということだけ御紹介させていただきます。

いずれにいたしましても、規制緩和につきましても基本的には全国一律の条件整備が一番ふさわしいものではないかと私は思っておりますが、先導的に一部の地域で特区の中で対応していくこともやらないよりは前進の措置だということになろうと思っておりますので、全国地方団体ともどもそれぞれの地域に応じた対応をさせていただこうと検討を今進めているところでございます。

以上、非常に早口で乱暴な説明をさせていただきましたが、今後とも当会議におきます御審議が積極的になされまして地域における諸活動が更に促進されることを念願していることを申し添えまして、御説

明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○宮内議長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのお話に関しまして御意見、御質問等がございましたらどうぞ御発言いただきたいと思えます。

○奥谷委員 どうもありがとうございました。全国知事会の方も、農業に関しては株式会社参入という形でやろうと。兵庫県の方もそういったお考えがあるみたいですが、要するに農業の株式会社参入という形に対して農協がかなり大きな存在になってくると思うんです。そういう特別に保護されている農協、独占禁止法等から適用除外されている農協、流通サービス等に関しましても農協の置かれている存在は保護を受けている部分があると思うんです。そこの兼ね合いといいますか、それをどう打破して株式会社化ということをお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○井戸知事 どういうシチュエーションを考えるかということによって異なるとは思いますが、私は一律にそのような新しい形態が農業の世界に入っていくこと自体が競争相手になるということではない。例えば農協のやっている事業を受託することによって更に柔軟な発想や行動が期待できる場面もあるわけですし、現に私どもの方も農協が非常に広域化、広域合併いたしまして、非常に細かいサービスについてはなかなか目が届かなくなりつつあるという実態があります。そうすると、例えばNPO法人が小集落とか小グループと一緒に流流通や栽培技術の伝承をやっていくことも考えられると思えます。ですから、一番心配されているのは大資本が大規模な形で農地等を買収されて農業を展開していくことまでを想定するかどうかということではないか。私はそこまでいくのはまだ早いのではないかと考えております。

○奥谷委員 そうしますと、今の状況ですと小規模の部分で株式会社が参入して、農協に対してアレルギーはなるべく起こさせないような考えをお持ちだということですか。

○井戸知事 ですから、農協のやっていること自体が非効率で、非常に意味のないことをやっているということではないと申し上げたわけです。

○鈴木議長代理 この御要望の問題について一々全部御説明することは不可能かと思うんですけれども、私が担当しましたところだけざっと申し上げさせていただきますと、資料3-1の2ページについて、施設管理というのは中間答申のままにして民間事業者が入れる、株式会社も含むというふうに改正される方向になっております。

それから、税制の問題については別でございませうけれども、PFIについても大体ここに書いてあることが進行しているという形になっている。

業務委託というのは今まさにやっている最中ですが、単なる徴収とか何とかいうのはもよりのことであって、更にそれ以上の判断とか企画、そういう部分も含めて包括的に委託することができないのかというつばぜり合いをやっている最中ではございますので、御説明させていただきたいと思えます。

医療の方につきましては特定医療費の制度の対象拡大というよりも、むしろ混合診療という概念自体をきっちりと認めてやっついていかないと今後の日本の保険財政は維持できないところに来ているし、日本の医療水準は低いままになっている。現実世界でやられている医療で日本で認められていないというのはかなり大きな数に上っている事実も把握しておりますので、そんな形で進めていきたいと考えております。

それから、今日もこれからやるんですけれども、いわゆる港湾のシングルウィンドウ化という問題です。去年提起したばかりですが、これもどんな方向に進んでいくのか、話を十分聞きながらチェックしていきたいと思っております。

今日初めて聞いたんですけれども、これは規制緩和の問題か、言うところ「それは規制ではない。税金の問題だ」と従来から言われるけれども、神戸港と大阪港のとん税の問題です。話を聞くだけは聞いてみようと思えます。

大体ざっと目についたところで私の関係はそういうところでございますので、質問というよりもちょっと。

○井戸知事 どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○米田副大臣 井戸知事、どうも御苦労さまです。先ほど奥谷委員も御質問になりましたが、農業への民間参入です。大規模資本の参入にブレーキをかけるようなことを考えろという意味ではないんですね。

○井戸知事 ですから私は、どういうところだったらいいという場面を少し考えなければいけないのではないかと。一律に何でもいいから入っていいぞというふうにすると、やはり今の農業形態が非常に混乱を生ずるおそれがあるのではないかと。ですから、入っていい場面となかなか難しいぞと

いうところを仕分けしていく必要があるのではないかと思います。

○米田副大臣 わかりました。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。

それでは、時間もまいりましたので、まだいろいろ御意見をお伺いしたいわけですが、今日ちょうだいいたしました資料等を十分参考にさせていただきまして、私どものこれからの作業を進めさせていただきたいと思っております。全国知事会におかれましては、引き続き私ども当会議の活動につきまして御理解と御協力を賜りたいと思っております。

今日は井戸知事を初め皆様方、御多用のところおいでいただきまして、ありがとうございます。

○井戸知事 本当にありがとうございました。

なお、私の個人的意見が相当含まれておりますことをお断り申し上げさせていただきます。知事会としての意見ではない部分も大分話させていただいているかもしれませんので、よろしく願いいたします。

○宮内議長 どうもありがとうございました。

(全国知事会関係者退室)

(米国関係者入室)

○宮内議長 どうもお待たせいたしました。本日のヒアリングの最後でございます。アメリカからのヒアリングを行うということでございます。

今日おいでいただきましたのは、大使館からマイケル・W・マハラック在日米国大使館経済担当公使、ジェームス・P・ズムワルト米大使館経済担当参事官並びにウィリアム・E・ダフ経済担当書記官の皆様方でございます。今日は御多用のところおいでいただきまして、ありがとうございました。これから20分程度でお考えを御説明いただきまして、残り時間意見交換をさせていただくということでお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○マハラック経済担当公使 ありがとうございます。

今日、私は日本語ではなくて英語で私のステートメントを読むつもりです。後で質問があれば日本語でもいいと思うんですが、日本語でミスタイクするとごめんなさい。これから英語でステートメントを読みます。

(仮訳)

総合規制改革会議の委員の皆様、本日意見表明の機会をちょうだいしましたことに米国政府として御礼申し上げます。

私にとって貴会議において意見表明をさせていただくのは、今回が2度目となります。私は、ベーカー大使より、大使自身がこの場で意見表明を行えないことへのお詫びと、貴会議の今後ますますの御活躍を期待している旨を皆様にお伝えするよう申し付かって参りました。

大統領と大使は、強固な日本経済は強固な世界経済にとって必要不可欠であるという信念を共有しており、またこの相関関係はそのどちらかが欠けても成り立たないことを理解しています。大統領は規制改革及び構造改革は経済成長に必要なエンジンであり、日本の国民生活の質的向上には不可欠であると確信しています。

私はまた、米国通商代表部のハンツマン大使と茂木外務副大臣が、今週後半のAPECの場で、2002-2003年の日米双方の規制改革要望書を交換する予定であることを皆様にお伝えしたいと思います。要望書の交換が正式に行われた時点で、大使館から米国政府の要望書を貴会議にお届けするとともに、要望書に対する御質問に対して喜んで御返答いたしたく存じます。

規制改革

この数年の間に、日本では経済・社会規制の簡素化が進みました。小泉政権は、規制緩和を推進し、日本経済を再建するための真摯な努力を続けています。3月に閣議決定された規制改革推進3カ年計画は、規制改革や構造改革を推進するための多くの重要な目標と課題を明らかにしています。首相とその経済チームは、いわゆる「失われた10年」と形容される過去10年間の停滞の問題の緊急性を理解し、新しい内閣は日本経済を再び繁栄させることに焦点を当てています。

しかしながら、依然、なさけなければならないことがあります。我々やEUが本日こうして意見表明のためこの場に参加し、また経団連も先月この場で意見表明をされた理由は、日本のこの再建に向けた継続す

るプロセスの一端を担うためです。

果たして何人のアナリストや政策提言者が本当にこのことを理解しているかは私にはわかりませんが、前にも申し上げたとおり、米国は強い日本経済を必要としており、日本が他のアジア諸国の成長の牽引力となることを望んでいます。それは、強い日本経済がより安定したアジア太平洋地域の確立につながるからです。また、強くそして活性化された日本経済なくしては、真に強固で健全な米国や欧州はあり得ません。世界経済はますます3脚いすの構造と似たものとなりつつあります。いすの脚1本が弱いものであれば、そのいす自体が不安定なものとなります。日本の規制改革の目的は、世界経済の1本の脚である日本経済を強化することであり、ひいては残りの脚つまり他の諸国の経済を強化することです。このアプローチは、ブッシュ大統領と小泉首相が「成長のための日米経済パートナーシップ」のもと「規制改革及び競争政策イニシアチブ」を立ち上げたときに合意したものです。そして貴会議の目標、つまり規制改革を通じて日本を持続可能な経済成長の道に導くことと同じものであると私は理解しております。

規制緩和と再建

皆様もよく御認識のことと思いますが、規制の負担が少ない環境のもとで発展可能な多くの分野が日本経済の中にはあります。

経済成長の鍵を握る分野が規制緩和を通して、再建、合理化され、生産性を高めることが可能です。

エネルギー

米国は電気及びガス分野における日本の継続的な自由化施策を歓迎いたします。このような政策は、経済成長を促しエネルギーの安全で安定した供給を確保するために極めて重要です。私は、日本がエネルギー分野の自由化に向けて次なる大きなステップを踏み出すべきか否かを検討中であることを理解しています。我々は、そのようなステップを日本が競争を促進し効率性を向上させる形で踏み出すことを強く提唱したいと思います。

エネルギー市場の更なる自由化は、消費者や商業ユーザーのコストを削減し、電力コストを国際的に遜色のないレベルに引き下げることとなります。これは、日本の産業界がより高い競争力を得、経済の活性化につながり、日本が投資対象国として魅力的な国となることを意味します。つまり、事業コストが引き下げられることは企業にとってプラスの投資インセンティブとなるからです。

電気通信

日本が力強い経済成長を取り戻すために経済を再建し改革するためには、活力と競争力のある電気通信分野が重要となります。コスト競争力のあるサービスや、個人・事業者用のインターネット及び通話プランを提供することは、情報技術によって支配される世界経済にとっては必要不可欠です。

この分野において日本は、一層競争的でコストを重視した事業環境を整備するために具体的な施策を講じ、幾つかの真の発展を図ってきました。ネットワークの共有義務と接続料金の引き下げにより、例えば、ADSLの自由化やローカル電話市場に競争をもたらしました。日本はこのような施策を続けると同時に、幾つかの更なる大きなステップを取る必要があります。非支配的事業者にとっての真の規制緩和を行うためには、事業コストを引き下げ、消費者への柔軟なサービスの提供を妨げている不必要な規制を削減することが極めて重要です。競争促進的規制を執行する政府の権限を強化し、適切な競争のセーフガードの構築を担保するためには、電気通信の独立規制機関の設立が必要です。

IT

情報技術を取り入れ応用する企業及び政府は、生産性を高め、雇用を創出し、経済全体の成長を刺激します。競争的市場に身を置く企業は、新技術を採用し、事業を拡大させ成功する傾向にあります。

米国政府は2002年のe-Japan重点計画に高い関心を払っており、日本政府がデジタル時代によりふさわしい法律及び規制環境を整備することを要望しています。日本が技術的に中立な枠組みを構築すること、例えば電子商取引や新しいIT製品やサービスの開発が活性化する環境を整えることが重要です。

医療分野

我々は小泉政権が医療・社会福祉制度を改善するため、競争を導入し構造改革の推進を強調してい

ることを歓迎します。我々は、そのようなアプローチは、質の高い医療の提供と革新的で費用対効果の高い医薬品・医療機器の開発を促すために極めて重要であると確信しています。

我々は日本政府が引き続き医療機器・医薬品の規制制度を改革することを奨励します。：第一に、国際的に実践されている方法を最大限考慮し、迅速でより効率的な製品承認を確保すること、第二に、革新的医療機器・医薬品の導入が奨励され、透明で予見可能なプロセスを通じて適切な査定がなされることを確保すること、最後に医薬品・医療機器の価格設定と医療改革についての議論への意義ある参加の機会を業界に提供することです。

競争政策

日本市場において競争を促進し担保することは、新規の市場参入やイノベーションを奨励し、国内的にも国際的にも競争力のある優れた企業を育む経済環境をつくり出すこととなります。したがって、我々は内閣府のもとに公正取引委員会を独立機関として設置するという提案を強く支持します。これは、独占禁止法の監視機関の独立性をより一層高めるための一つの重要な方策と言えます。また、競争関係に重大な影響をもたらす市場における急速な変化に対応するために、公正取引委員会の人員を大幅に増員し、審査権限を強化することは公正取引委員会の職務遂行に寄与するものと考えます。

透明性

規制プロセスにおける公平性、予見可能性及び説明責任を確保するためには、日本経済のあらゆる分野において透明性が改善される必要があります。日本国民、国内外の企業並びに潜在的投資家が、彼らの生活や事業に影響を及ぼすルールや規制がどのように解釈され運用されるのかということがわからなければ、新しい事業を起こしたり投資を行うことを躊躇するでしょう。

我々は1999年よりパブリック・コメント手続が存在することを指摘したいと思います。この制度は、政府の決定プロセスにおける透明性を改善することを目的に導入されたものですが、制度がうまく運用されているとは思えません。先般、総務省が公表したパブリック・コメント手続の効果に関する調査報告も、この制度が改善される必要があるという見解を支持しています。過去数年間の結果と同様に、過半数の案件において意見募集期間の設定は30日を下回っていました。また、平成13年度においてパブリック・コメントの対象となった354案件のうち、行政が提出された意見を最終規制に取り入れたケースが14%にまで下がったことは懸念される事実です。

司法制度改革

日本経済を再活性化させるためには、司法制度を改善する必要があります。国内外の企業とも、日本で完全に統合された法務サービスを利用することが、より困難になりつつあると感じています。結果として、未だ日本の国際金融センターとなるための努力は報われていません。日本弁護士と外国法事務弁護士との間に認められるべき関係が厳しく制限されているため、日本の法務サービス分野は引き続き痛手を受けています。これは、このような制限を設けていない他の諸国に比べ、日本経済が比較劣位に留まらざるを得ないことを意味します。我々は日本弁護士と外国法事務弁護士の提携の自由に課せられたすべての規制を速やかに撤廃することを強く要請します。これは、ドイツ、フランス、英国、ベルギー、米国といった他の先進諸国においては基本原則です。

流通

流通分野について私が指摘したい重要な点が1つあります。1日24時間、週7日営業を行うには、日本は引き続き通関手続を近代化し簡素化する必要があります。新しいグローバル経済は、新たなテクノロジーをもたらし、商品や情報を企業から企業へ、国から国へと迅速に移動させる必要性を高めます。近年の宅配業の急激な成長はこの現象の表れであり、宅配業はグローバル経済の発展にとって不可欠な歯車となっています。米国は、急速に成長しつつあるこの宅配業の(ニーズ)に対応する形で、通関手続規制が採用される必要があると確信します。それにより、海外のサプライヤーは、日本の国内需要に対応することが可能となります。

また、輸送システムの改善が図られなければ日本経済が完全に回付悪することはありません。本年、私が強調したい鍵となる事項は、日本の空港着陸料の算定をより透明にする必要があるということです。成

田及び関西国際空港は世界で最も着陸料の高い空港です。

規制改革・構造改革の利益

規制改革及び構造改革によってもたらされる2つの主要な利益とは、投資の増加と投資家の市場に対するより高い信頼の確立と言えるでしょう。経済を規制緩和し、競争政策を厳格に施行することで、透明性が高く、ビジネスに開かれたシステムを構築することができます。よりオープンで透明性の高い経済は、ビジネスの取引コストを引き下げます。米国、英国、カナダが透明性の高い国としてランキングされていることと、国際ビジネスにおいてもこれらの国々が最も競争力のある経済であるとランキングされることには、直接的関連があります。世界競争力年鑑(ワールド コンペティティブ イアールブック)において、日本の競争力は世界で30位と位置付けられています。日本はスペイン、イスラエル、ハンガリー、フランスと同ランキングです。日本は、このランキングより高い評価を受けるべきであり受けられるはずです。

終わりに

意見表明を終わるに当たり、私は、規制改革、構造改革を通じた他経済回復に向けての貴会議の献身的な御努力に、再度、祝辞を述べさせていただきます。先ほども申し上げましたが、米国は今週後半に日本政府に対して、我々が経済的インパクトが大きく、日本経済を長期成長路線に戻すことに貢献すると確信する、規制緩和及び規制改革の分野を明らかにした公式の要望書を提出する予定です。大使館は要望書の日本語版を貴会議、すべての国会議員、そして規制改革のプロセスの一端を担う経済団体に送付いたします。

私は、今後とも貴会議の委員の皆様とともに働かせていただくことを楽しみにしております。また、米国政府、大使館、あるいは私自身が、皆様方の規制改革に向けた御努力に対して何らかの御協力をさせていただけることがありましたら、是非御連絡をいただきたいと思います。

ありがとうございました。

○宮内議長 ありがとうございました。それでは、日英両国語でお読みいただけたと思います。ただいまのアメリカ側の意見表明に対しまして御質問、御意見がございましたらどうぞ。

○鈴木議長代理 マハラックさん、こんにちは。

情報通信、電気通信のところですけども、電気通信の独立機関の設立が必要ですよという意味がよくわからないんです。現在、御承知のように規制部門というか、競争促進部門については総務省の中の情報通信局だったか、昔の電気通信局でやっており、更に紛争が非常に多く起こってくる問題なので、その紛争処理機関を、省内ではあるけれども、かなり独立したところでポジショニングさせてやっているわけですが、御要望の趣旨はこの紛争機関を更に独立化させろという意味なのか。それとも、総務省の中にある昔の電気通信局自体が競争促進の規制機関という意味を持つわけですから、規制機関として独立させろという趣旨なのか、どちらなのかという意味を教えてくださいたいのが1点。

2点目は、医療について去年、10円で売っているペースメーカーを日本で100円で売るとは何事だという御質問をしたら、たしか In writing で返事すると言っていたけれども、まだ私のところに届いていません。それは要するに国際機関でやるという提言をしたわけですけども、医療のところは国際参照価格制度に対してOKだということ表明と読んでよろしいかということ。

3点目は司法制度改革の問題、弁護士問題についてはあなたの前任者のときから本当に毎年毎年必ず繰り返してやってきた問題ですけども、これは要するに例えばヨーロッパあるいは日本の弁護士がアメリカに行ったときに報酬を得て法律相談を受けることがフリーである。もちろん日本の弁護士がアメリカの法廷で代理をすることはできないし、それは各州ごとの弁護士も違う州では弁護士会もなかったら代理はできないと思うんですけども、そういうことを意味しているのか。つまり、弁護士法72条の独占規定が問題だという意味なのか。報酬を得て弁護士業務をやるというのはインターナショナルにアメリカも取っている、ヨーロッパも取っている、そういう独占規定は持っていないという意味なのか。そこら辺を御説明いただきたいんです。

○マハラック経済担当公使 私は今、詳しいことにお返事できないけれども、ちょっとびっくりしているのは、先生は前に質問の返事をもらわなかったんですか。

○鈴木議長代理 私のところには着いていませんけれどね。

○マハラック経済担当公使 それはチェックしなければなりませんね。

○鈴木議長代理 あるいは事務局に着いているのかもしれませんが。

○マハラック経済担当公使 去年の先生の質問はよく覚えていますけれども、返事したと思うんですが、チェックします。

まず、電気通信関係の独立の regulatory body について申し上げたいと思うんですけれども、私たちの目的はヨーロッパのような機関をつくりたいんです。アメリカのFCCのような独立の機関をつくりたいんです。どうしてかという、先生の説明で省内という言葉を使いました。省内という意味で、規制する機関は総務省の中です。もちろん独立ということをよく聞いたんですが、皆さんは不安を持っている。どうしてかという、紛争解決機関とか規制を設定する機関も総務省の中である。だから人材の政策とか、会社の人たちとの関係が毎日あるし、総務省の中であれば100%独立することを確認できるかという疑問を持っている人が多いみたいです。世界中で日本だけ、先進国の中で日本だけがそういう形の regulatory body を持っている国です。だから、私たちの考えで公正取引委員会のようにもっと独立的な電気通信の規制を設定する機関が欲しいということです。

意味は大体わかりましたか。

○鈴木議長代理 紛争処理機関を独立なところ、総務省内以外のところに出せという意味ですか。

○マハラック経済担当公使 紛争機関ばかりでなく。

○鈴木議長代理 郵政省というのか、電気通信局全体を総務省から出して独立しろという意味ですか。

○マハラック経済担当公使 いいえ、郵政省の100%独立というわけではない。規制を何か設定すること、例えば spectrum allocationの規制とか、電波の interference の規制とか、競争政策の規制を設定する機関、そういう組織は独立した方がいいと思います。多分、私たちが規制緩和・予防を発表してからもっと詳しく説明できると思います。それは私自身、先生にライティングで渡します。

第3の弁護士の問題はすごく複雑ですけども、私は日本にいたとき、1986年から89年まで弁護士の問題の担当でした。今も割と同じ問題について日弁連と法務省に話しています。でも最近、我々は何とか日本政府の中で規制緩和の方法が見えるみたいに、自民党の中で弁護士委員会をつくって、そういう問題についての検討を今しています。我々は外弁と弁護士さんは自由に、どんなビジネス関係でもつくった方がいいということを望みます。

アメリカで今、26州でほぼそういうことができる。ほかの州の詳しいことは知らないんですけども、大きな問題はないと思います。アメリカとヨーロッパで原則的な面から言えば、どんなビジネス関係でも自由にできるというわけです。だから、日本もそういう国際基準をつくった方がいいのではないかという感じです。

○鈴木議長代理 もう一回はっきり詳しくお聞きします。

要するに問題の所在は、アメリカあるいはヨーロッパ、EUにおいてそれぞれの国の弁護士資格を取った人は、例えばEUで取った人がアメリカに行って、そしてそこで法律相談に応じて報酬(fee)を受けることが認められている。日本はそれが認められていないから、外弁という制度をつくって自国法に関してだけという制限を付けて穴を開けているんです。この根っこには弁護士法72条のお金をもらって法律相談するのは弁護士以外はだめだという規定があるから、そういうことになったんです。だから、アメリカやEUではお金をもらって法律相談をするのは、言ってみたらすべての人に開放されていて、なかんずく弁護士には開放されていると理解してよろしいのかという問題です。

○マハラック経済担当公使 それはそうだと思います。後でもう一度詳しくチェックします。でも、そういう認識があればいいと思います。

○宮内議長 極めて専門的な質問につきましてはまた後ほどライティングでお願いするという事で議論を進めさせていただければと思います。

○大村政務官 先ほどの電気通信の独立規制機関の話ですけども、要は総務省に今ある電気通信部局のうち、業界を所管、そして振興する部局と規制するところを分けて総務省から切り離せということですね。

○マハラック経済担当公使 はい。

○大村政務官 だから、まさにアメリカのFCCをつくってくれという意見ですね。

○マハラック経済担当公使 はい。

○大村政務官 この根っこは、日本はもともと郵政省でそういったことをずっとやってきていたわけですけども、個別具体的に例えばアメリカ側及びアメリカの関係者が日本に投資したり進出したりする場合にそういうことで具体的に何か不都合というか、そういうことがあるのか。例えば具体的に不都合があるか

ら分けてくれと言われるのか、それとも、そういった業界を所管しているところと規制のところが一緒にいる体制そのものが透明でないとか、信頼を置けないということで切り離すべきだということなのか、その辺はいかがでございましょうか。

○マハラック経済担当公使 多分、信頼性の問題だと思うんです。透明性も足りないと思うんですけども、その上、規制をつくる過程に参加することも問題がある。だから、パブリック・コメント・プロセスとか transparency とか独立性、その3つのことがすごく大事だと思うんです。だから、独立の電気通信規制を設定する組織で透明性があって、皆さんのコメントをできるように規制を設定する過程を望みます。

○大村政務官 要は個別具体的にどうのこうのというよりも、そもそもの組織の在り方としてそういうことが望ましいという御意見ですね。

○マハラック経済担当公使 はい。

○神田委員 今の点に関係してですが、私もいかなる機関であれ、adjudication だけではなくて enforcement すべて、そしてルールメイキングも含めて一つの機関である方が望ましいと思っています。そういう意味ではFCCにせよSECにせよ、アメリカにある機関は参考になると思うんですけども、競争政策という観点から見た場合に、FCCがやるべきことと独占禁止当局、FTCがやるべきことの両者の区分けは、電気通信の分野では権限がどういふふうに分けられるべきでしょうか。特に日本で制度設計する場合にアメリカの経験は参考になるのでしょうか。

○マハラック経済担当公使 それはとてもいい質問です。時々、FCCとNTトラスト・ビューローの中で縄張り争いという言葉は強過ぎるかもしれないけれども、ちょっと紛争があるかもしれない。そうすると、その2つの省庁の代表は会議をして、誰がどちらの問題を取るかというルールをつくっています。今、そういうルールは修正していると思います。今、もちろん立て直す段階です。どういう計画があるか、まだはっきり見えないんです。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。

大体時間がまいりましたので、アメリカ大使館とはこれまでも当会議と非常に連携をとらせていただいております、引き続き我々の活動につきまして御協力、御理解をいただく。また、御要望につきましては我々がこれから作業を進めてまいります中で重要な御意見だということで検討材料に加えさせていただくことを申し添えて終わらせていただきたいと思います。

今日は御多用のところおいでいただきまして、ありがとうございました。

○マハラック経済担当公使 こちらこそ、ありがとうございました。

○宮内議長 それでは、ヒアリングはこれで終わりますが、委員の皆様には引き続きお残りいただきたいと思います。

(米国関係者退室)

○宮内議長 それでは、よろしゅうございましょうか。

以上をもちまして公開の部分を終わらせていただきまして、誠に申し訳ございませんが、報道関係の方は御退室賜りたいと思います。申し訳ございません。

(報道関係者退室)

○宮内議長 それでは、あとしばらくの時間でございしますが、特区の件につきまして八代委員からよろしくお願ひいたします。

○八代委員 もう時間が過ぎておりますので、簡略にしたいと思います。

御承知のように、今日もヒアリング等で非常に関心がありました構造改革特区につきまして、いわゆる構造改革特区推進本部の決定が10月11日に行われましたので、それについて簡単にコメントさせていただきたいと思います。

お手元に私の名前の1枚紙と、事務局から参考資料2という形で構造改革特区推進のためのプログラム関係資料がございます。これがまさに10月11日に本部で決定された内容でございます。

これは基本的には長らくこの会議で言うておりました「通則法」、特区推進のための一本の法律の制定が決定されまして、それに基づき何が可能なのかという特例措置が別表1、それから、特区ではないけれ

ど全国ベースで実施される規制改革項目が別表2にそれぞれ参考資料の中に出ておりますので、後で見たいと思います。基本的には総合規制改革会議の中間とりまとめの内容を踏襲しております。

この評価は現段階では非常に難しいわけですが、とりあえず経済的規制については対応してもらったのではないかと。問題の株式会社についても、農業では一応可能である。福祉についても、PFI、公設民営方式で可能である。ただ、教育、医療等では不可ということになっております。ただ、教育で長年の課題でありました大学等での校地面積とか自己所有要件を特区では認めていただいたというのはかなりの前進ではないかと思えます。医療特区は認められておりませんが、神戸市等が望んでいたものは全国対応という形で実質は認められております。つまり、厚生労働省としては特区としては認めない、しかし、全国の特例としてこの地域を認めるということで、中身は全く同じと理解しております。

これは結局、特区を最初に考えたときに、特区を急ぐと逆に全国ベースの規制改革が遅れるのではないかと懸念があったんですが、実態はむしろ逆であります。各省は特区だけは勘弁してほしい、そのかわり全国ベースの規制改革を進めますということです。そういう意味では、全体で200以上の規制改革事項が前進したことは予想外の効果ではなかったかと思えます。

ただ、残念ながらそれだけではなくて、せっかくできた特区について各省庁が附帯条件を付けようとしております。今日の日経にも一部出ておりますが、こういうことをしてもらってはせっかくの特区の意味がなくなるので、まだ不確定事項もありますので、特区WGでは引き続き特区室と協力して各省からヒアリング等を行い、そういう余分な附帯条件を極力落とすような形で努力したいと思っております。

委員の皆様につきましては、せっかく各省が特区では困る、しかし、全国ベースではやると言ったことについて法案の審査状況をきちんと監視していただく。3.の部分であります、あるいは「全国ベースで対応する」とされた事項(別表2)についても、その内容の具体化や実施時期の前倒し等を実現していただくという形で是非お願いしたいと思います。

対応はしなくていいというところについても、経済効果その他重要性の高いものについては今後とも全国ベースで取り上げていただく。「現制度で対応可能」というのも実はかなり問題がある可能性もありますので、これは現制度でも対応しているということを通達等できちんと徹底されることを各WGでも確認していただきたいと思えます。

以上でございます。

○宮内議長 何か御質問はございますでしょうか。

私から聞かせていただきたいんですけども、この特区の「通則法」というのは一度できますと、それと特区の第二弾目を募集するものとの関連はどういうことになるのでしょうか。

○八代委員 失礼しました。その点は詳しく説明しなければいけなかったんですが、この通則法自体は、特区というのはこういうものだという概念規定をしたものです。その中で具体的に何ができるかというのは、法律上は一体になっているわけでありまして、各省のこの法律をこうするという別表の形で書いてあるわけです。これは逆に言いますと毎年見直していくことを中間答申でも言っておりますし、特区室もそういう方向でやっております。ですから、既に1月末で募集してございまして、それは通常国会で改めて法案の修正という形で見直していく。この特例措置という別表はそういう形で今はまだかなり少ないんですが、これを今後ともどんどん増やしていく体制を今から準備しているところであります。

○宮内議長 わかりました。あとはございませんでしょうか。

極めて注目の高い分野でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。あと、何かございませぬでしょうか。

それでは、事務局から御連絡事項をお願いいたします。

○宮川室長 次回でございますが、11月6日の11時から12時半でございます。1時間半でございますが、各主査からそれぞれのWGにつきましての論点メモというか、進捗の御報告を賜りたいと思えます。ペーパーの御提出もよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○宮内議長 それでは、ちょっと時間が過ぎましたが、以上をもちまして本日の会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(了)